

防衛施設庁長官 殿

防 衛 大 臣

特別損失補償算定基準についての一部改正
について(通達)

特別損失補償算定基準について(防官政第11663号。平成18年12月27日)の一部を改正し、平成19年9月1日から施行することとしたので通達する。

記

本文中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令(平成18年防衛庁訓令第112号)第2号」を「特別損失補償の処理に関する訓令(平成19年防衛省訓令第64号)第3条」に改め、「防衛施設庁長官が決定する」を削る。

別紙第2項中「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」を「駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」に改める。

別紙第3項の見出し中「海上運送事業」を「船舶運航事業等」に改め、同項中「運航事業を行なうもの」を「船舶運航事業又は内航運送業を行う者」に改め、同項ただし書を削る。

別紙第 5 項に見出しとして「（実施細目）」を付し、同項中「防衛施設庁長官」を「必要の都度、地方協力局長」に改め、同項ただし書を削る。

別紙第 6 項を削る。